

学校等

- ・死角となる場所が少なくなるような各建物等の配置計画とする。
- ・職員室、事務室等は、不審者の侵入防止、死角の排除、緊急時の即応等を可能にするよう配置する。
- ・敷地を柵等により区分する。
- ・接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施設管理を行う。
- ・学校等の施設開放を行う場合は、開放部分と非開放部分とを明確に示す。

- ・来訪者を入口・受付に誘導する立札・看板を設置する。
- ・来訪者にリボンや名札等の着用を要請する。
- ・来訪者に対し声掛けを行う。
- ・建物の配置上、やむを得ず死角となる場所については、定期的なパトロールの実施等の対応を行う。



・学校等の施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にする。



◎防犯カメラの設置

- ・学校等や地域の状況により、記録装置を備えた防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラが作動中であることを表示する。

◎通報システムの設置

- ・緊急事態発生時に、校内各教室や警察等への連絡等が迅速に行えるよう、学校等や地域の状況により、普通教室等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置する。
- ・園内・校内の児童等、教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、学校等や地域の状況により、園内・校内連絡設備を整備する。

問い合わせ先

福岡市市民局生活安全課

住所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
 電話 092-711-4054
 F A X 092-711-4059
 メール seikatsuanzen.CAB@city.fukuoka.lg.jp

平成27年3月

福岡市

住宅 道路等 学校等 における防犯対策



福岡市では、住宅、道路等、学校等の整備や管理において、犯罪の抑止に配慮した環境設計により防犯性の向上を図り、犯罪の起きにくい環境を整備するための指針「防犯環境設計指針」を策定しました。

住宅、道路等、学校等の整備等にあたっては、本指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めることとしています。

※指針の適用に当たっては、関係法令を順守のうえ、犯罪の発生状況、計画上の制約等について配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではありません。

防犯の基本原則

住宅、道路等、学校等で発生する犯罪を防止するため、次の4つの基本原則に基づき、防犯性の向上を図るものとします。

- ① 「人の目」の確保 (監視性の確保) 多くの人の目が自然に届く見通しを確保する。
- ② 犯罪企図者の接近の制御 犯罪企図者*が被害対象者(物)に近づきにくくする。
- ③ 領域性の強化 領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくる。
- ④ 対象物の強化 犯罪企図者の犯行意欲を低下させる。

※犯罪企図者: 犯罪を行おうとする者

共同住宅 (共用部分)

○屋上

- ・屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除いて施錠可能なものとする。
- ・屋上が住戸バルコニーや窓に近接する場合には、住民が避難するのに支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど侵入防止に有効な対策を講じる。

○エレベーター

- ・エレベーターのかご内には、押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴(すいめい)する装置を設置する。
- ・エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

○共用郵便コーナー、エレベーターホール

- ・共用玄関等からの見通しが確保された位置に配置する。(確保されない場合には、防犯カメラの設置等により、見通しの確保を補完する対策を講じる。)
- ・郵便受箱は、施錠可能なものとする。

○共用出入口(共用玄関など)

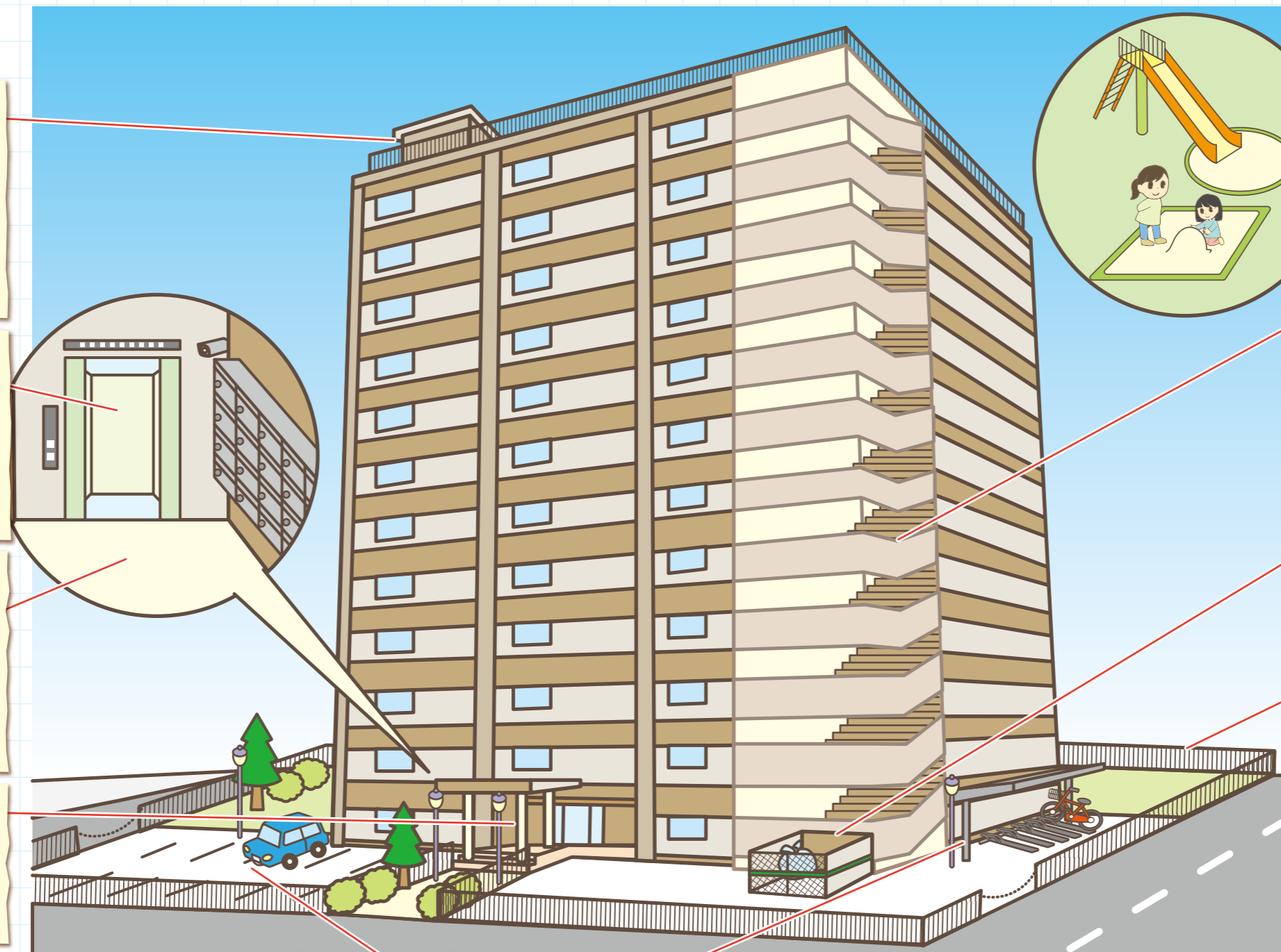
- ・道路等からの見通しが確保された位置へ配置する。(確保されない場合には、防犯カメラの設置等により、見通しの確保を補完する対策を講じる。)

○駐車場及び駐輪場

- ・道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内部を見通すことができる開口部を確保する。
- ・地下階等構造上周圍からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講じる。
- ・駐車場においては、屋根を設置する場合又は立体型の駐車場を設置する場合には、住棟への侵入の足場となることがないように、隣接する建物の窓、共用廊下及び共用階段までの距離を確保する。
- ・駐輪場においては、チェーン用バーラック又はサイクルラックを設置する等により、盗難防止に努める。

○防犯カメラ

- ・防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制等の在り方を併せて検討するとともに、記録装置を設置する。
- ・見通しの補完、犯罪企図者の犯意抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- ・防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。



○児童遊園・広場・緑地等

- ・周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・植栽は、植樹する位置、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

○共用廊下及び共用階段

- ・屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保された位置に配置する。
- ・避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置する。
- ・各住戸のバルコニーや窓に近接する場合には、必要な箇所に面格子、柵等を設置するなど侵入防止に有効な対策を講じる。

○ゴミ置場

- ・道路等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、周囲に延焼するおそれのない位置への配置、又は構造とする。

○塀・柵・垣等

- ・塀・柵・垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならない構造とする。

○配管、縦どい、外壁等

- ・上階及び居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

○通路

- ・道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

○集会所等

- ・周囲からの見通しを確保された位置、主要な動線上に配置する。

○管理人室

- ・共用玄関、共用郵便コーナー及びエレベーターホールを見通せる構造又はこれらに近接した位置に配置する。

望ましい照度

【50ルクス以上】人の顔や行動を明確に識別できる程度の照度

共用玄関の内側、共用郵便コーナー、共用玄関のある階のエレベーターホール、エレベーターのかご内

【20ルクス以上】人の顔や行動を識別できる程度の照度

共用玄関の外側、共用玄関以外の共用出入口、共用玄関のある階以外のエレベーターホール、共用廊下及び共用階段

【3ルクス以上】人の行動を視認できる程度の照度

駐車場、駐輪場、通路、児童遊園・広場・緑地等

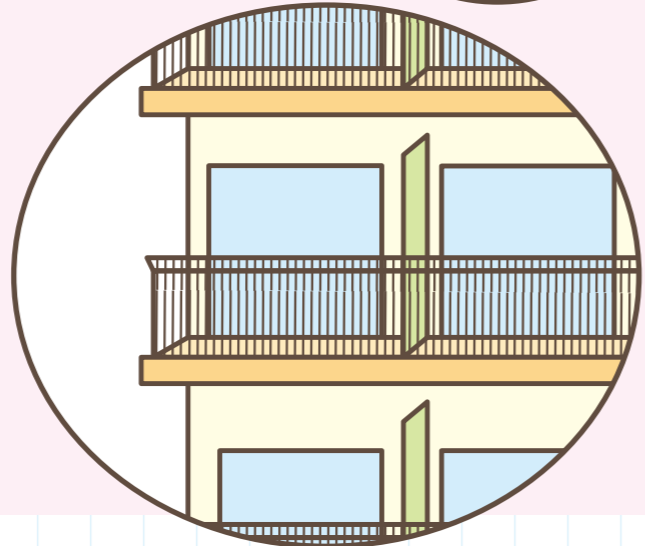
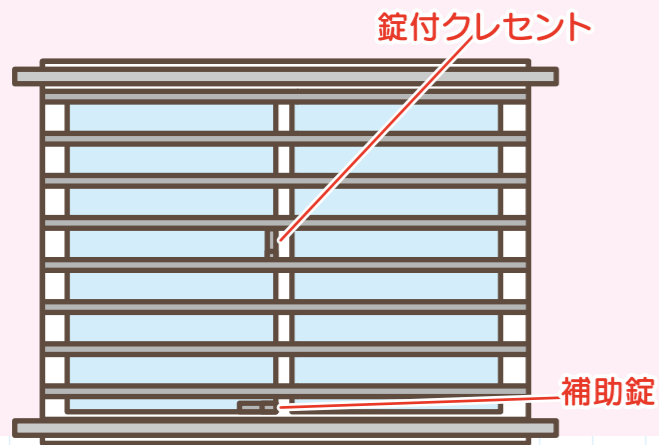
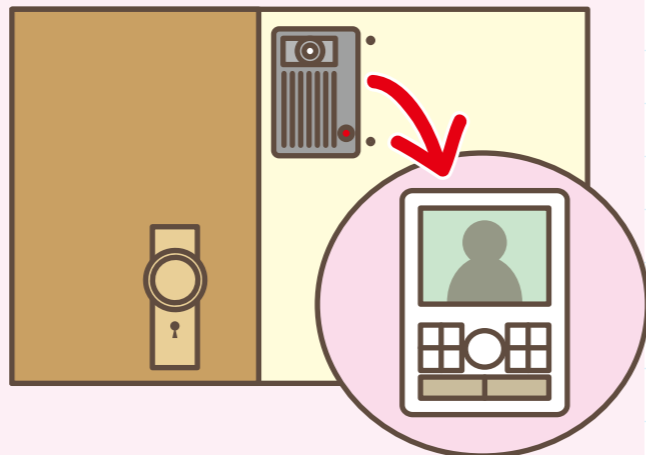
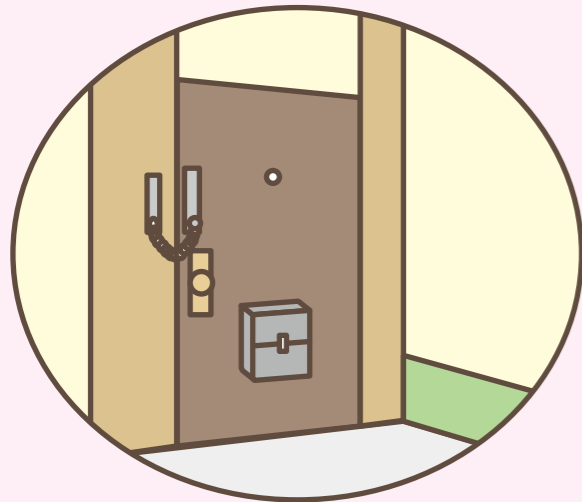
共同住宅 (専用部分)

○玄関扉等

- ・防犯建物部品*等の扉、枠及び錠を設置する。
- ※「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品

○インターホン及びドアホン (住戸玄関外側との通話等)

- ・住戸内と住戸玄関の外側との間で通話ができるインターホン又はドアホンを設置する。



○窓

- ・共用廊下に面する窓、接地階住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓は、面格子、錠付クレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じる。
- ・バルコニー等に面する住戸の窓は、避難経路及び消防隊の非常用進入口の確保に支障のない範囲において、錠付クレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じる。

○バルコニー

- ・縦どい、階段の手すり等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置する。(やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、避難計画に支障のない範囲において面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な対策を講じる。)
- ・手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とする。
- ・専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入防止に有効な構造とする。

一戸建の住宅

○窓

- ・周囲からの見通しが確保された位置へ配置する。(確保されない場合には、センサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講じる。)
- ・バルコニー、庭等に面するもの以外の窓には、面格子等を設置する。(設置が困難な場合は、防犯センサー等の防犯設備を設置するなどの対策を講じる。)

○防犯センサー等

- ・設置する場合には、道路及び周囲の状況等を考慮し、犯罪企図者の侵入防止に有効な位置、機種等を検討して設置する。

○庭及び敷地内の空地

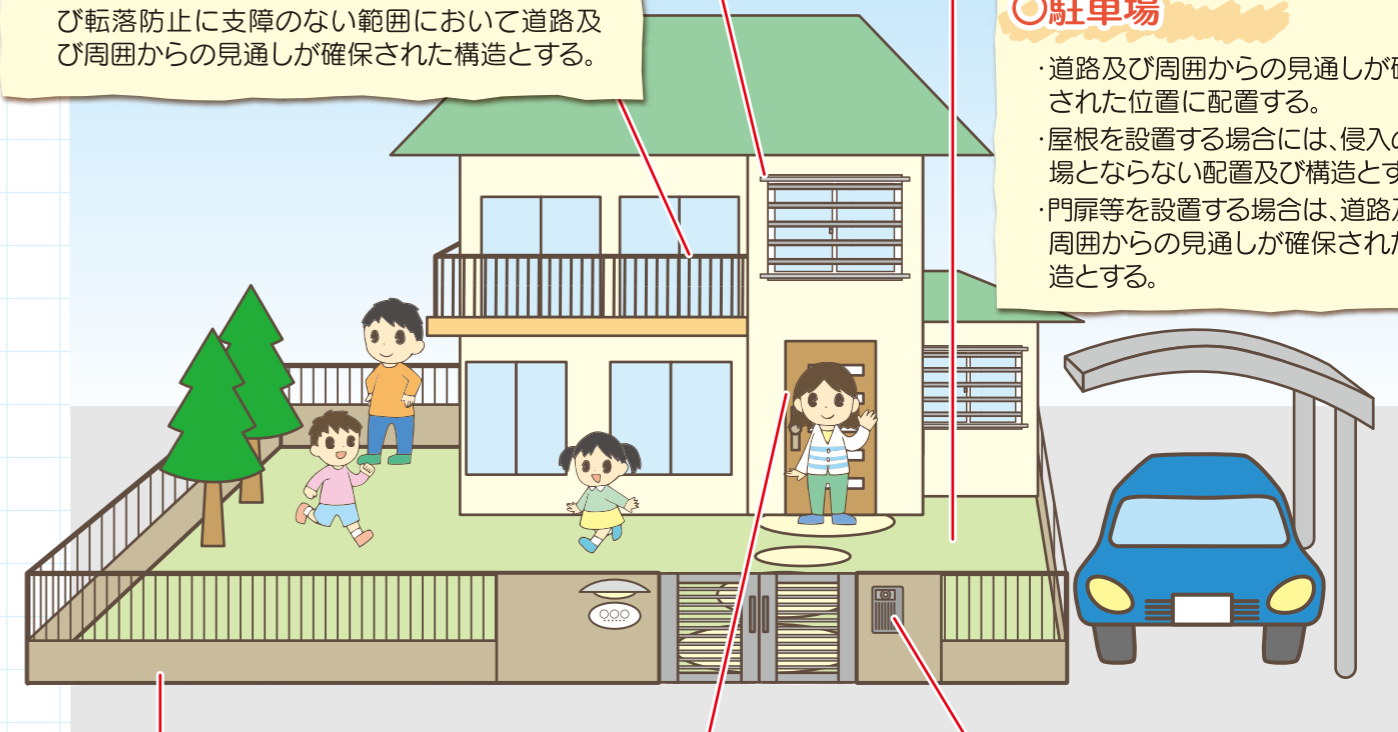
- ・道路及び周囲からの見通しが確保された配置とする。(確保されない場合には、砂利敷き又はセンサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講じる。)
- ・植栽は、植樹する位置、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

○バルコニー

- ・犯罪企図者の侵入が困難な位置へ配置する。(縦どい等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置など侵入防止に有効な対策を講じる。)
- ・バルコニーの手すりは、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において道路及び周囲からの見通しが確保された構造とする。

○駐車場

- ・道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・屋根を設置する場合には、侵入の足場とならない配置及び構造とする。
- ・門扉等を設置する場合は、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とする。



○塀・柵・垣等

- ・位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、窓等への侵入の足場とならない構造とする。

○インターホン及びドアホン

- ・住宅内と玄関の外側との間で通話ができるインターホン又はドアホンを設置する。

○玄関・勝手口

- ・道路からの見通しが確保された位置へ配置する。(確保されない場合にはセンサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講じる。)
- ・防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置する。

○その他

- ・門扉を設置する場合には、門灯を設置するとともに施錠可能な構造とする。
- ・縦どい、冷暖房機の室外機等の屋外付帯設備は、侵入の足場とならない位置に配置する。

道路

○歩行者と車両の分離

・道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案し、必要に応じ、縁石等により分離する。

○照明設備

・道路構造、沿道状況等を勘案するとともに、周辺への光害にも注意しつつ、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平照度*を確保する。

*平均水平照度：床面又は地面における平均照度

○地下道等

・通行人等の安全を確保するために必要な照度を確保するとともに、必要に応じ防犯ベル、防犯カメラ等の設置について配慮する。

公園

○便所

・周囲からの見通しが確保できる位置に配置する。
・夜間において利用できる便所においては、人の顔、行動を明確に識別できるおおむね50ルクス以上の平均水平照度を確保する。

○遊具等

・周囲からの見通しが確保できる位置に配置する。

○植栽

・樹種の選定、配置、剪定等により、周囲からの見通しを確保する。

○照明設備

・光害及び周辺環境等に配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水面照度を確保する。

○地域住民等との連携

・公園の維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とする。
・地域住民等による防犯カメラ等の防犯設備の設置を認めるなど、公園利用者の防犯対策に配慮する。

自動車駐車場及び自転車駐車場

○利用者等に対する注意喚起

・車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起を行う。
・出入口には、防犯設備を有している施設であることを表示する。

○照明設備

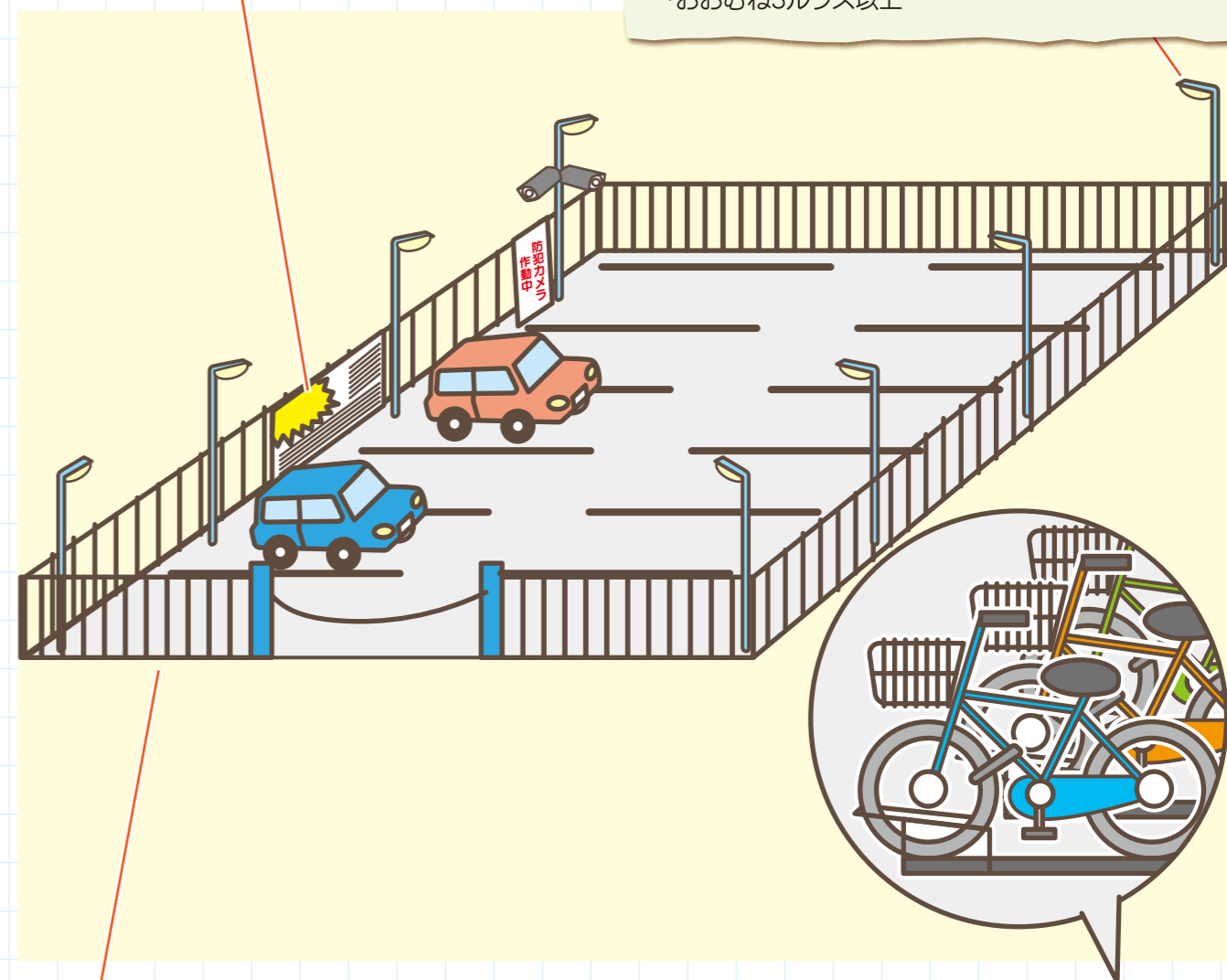
・自動車駐車場及び自転車駐車場においては、以下の平均水平照度を確保する。ただし、供用時間外において、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合はこの限りでない。

〈地下又は屋内〉

・駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上
・車路の路面 10ルクス以上

〈屋外〉

・おおむね3ルクス以上



○柵等による区分

・必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分する。(柵等はメッシュ又は格子状など外部からの見通しができる構造にする。)
・屋内に設置する場合には、地下に設置する場合を除き、外部から見通すことができる開口部を確保する。

○防犯設備

・施設の規模等の必要性に応じて、防犯カメラを設置する。
・自転車駐車場では、チェーン用パーラック、サイクルラックの設置により、盗難防止に努める。